

令和4年度日本大学大学院法務研究科
既修者単位認定試験 会社法 出題趣旨及び採点基準

[設問1] (配点 30点)

(問題)

下線部(1)は、Y社の本件定時株主総会における議決権の行使との関係で、会社法がどのような法的規律をしていることを踏まえたものか、会社法の関係条文を示しながら説明しなさい。

(出題趣旨とポイント)

下線部(1)では、「定款において、その事業年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとし、毎年7月31日をその定時株主総会における議決権などの権利行使の基準日とすることなどが定められている。」ことを前提に、本件定時株主総会における議決権の行使との関係で、会社法的にどのような意味を有するものかについて、受験者の理解を確認する問題である。

まず、Y社では、定款で、その事業年度を毎年8月1日から翌年7月31日までと定めているが、これは、株式会社(単に「会社」という。)の各事業年度は1年を超えることができないが(会計規59条②)、その始期と終期は各会社が自由に定めることができることを前提とするものである。

そして、会社は、毎事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を招集しなければならないが(296条①)、一般に株式には譲渡の自由が認められており(127条)、常に株主の地位が変動する可能性があるから、いつの時点の株主に対して株主総会の招集通知を発し、その株主総会で誰に議決権を行使させるかを決めておく必要がある。そのために、会社法は、会社は、一定の日(基準日)を定めて、その日に株主名簿に記載・記録されている株主(基準日株主)を権利行使株主と定めることができる(124条①)と定めている。

このような前提で、Y社では、定款で、その事業年度の最終日である毎年7月31日を上記の基準日と定めて、同日現在の基準日株主に対して定時株主総会の招集通知を発し、その議決権を行使させるものとしている。

これは、定時株主総会においては、通常、上記基準日を最終日とする前の事業年度に関する計算書類の承認(438条②)、剰余金の配当(452条)決定などを議決するとともに、新たな役員を選任(329条1項)や定款変更(466条)なども行われるから、対象事業年度最終日現在の基準日株主にその議決権を行使させるのが合理的だと考えられるからである。実際、ほとんどの会社において、定款をもって予め、対象事業年

度の最終日を権利行使の基準日とし、その株主名簿上株主をもって基準日株主とすることが定められている。

上記のような基準日の趣旨やその意義、定める際の考え方などについて、本件の事実関係に即して説明した答案に高い評価を与える。

なお、会社法では、会社は、基準日を定める際には、基準日から3か月以内に基準日株主が行使することができる権利の内容を定めなければならない(124条②)とされており、基準日株主がその権利を行使できるのは基準日から3か月以内に限られるため、その定時株主総会は、予め定款で定められた基準日(本件では7月31日)から3か月以内(10月31日まで)に開かれるのである。この点に触れた答案には、30点を超えない範囲内で最大5点程度を加点する。

[設問2] (配点 30点)

(問題)

下線部(2)①は、Y社が株主20名の小規模な閉鎖的会社であることに関連して、下線部(2)②は、Y社における株券の発行の可否・要否について、会社法がどのような法的規律をしていることを踏まえたものか、会社法の関係条文を示しながら説明しなさい。

(出題趣旨とポイント)

下線部(2)①では、定款において、「その譲渡によるY社株式の取得についてY社の承認を要する」とされていることと、Y社が株主20名の小規模な閉鎖的会社であることとの関連について、同②では、定款において、「株券を発行することは、定められていない」ことを前提に、Y社における株券の発行の可否・要否について、それぞれ検討することが求められている。

まず、Y社は、【事実】1・2に記載のとおり、大学生であったAが、その仲間と一緒に立ち上げたゲーム・ソフトの開発・販売などを営む会社であって、Aが代表取締役を務めており、他に2名の取締役はいるが、取締役会は設置されていない。しかも、その発行済株式総数は1万株で、株主はAとその仲間など20名にすぎず、証券取引所に上場されていないのであるから、Y社は、世間でいうところの小規模な閉鎖的会社ということができる。そして、そのような小規模な閉鎖的会社においては、一般的には、会社経営の安定を図るため、人的なつながりが重視し、いわゆる譲渡制限が付されていることが普通である。

しかし、Y社においては、下線部(2)①のとおり、定款にいわゆる譲渡制限の定めが設けられていないから、社会的には小規模な閉鎖的会社ではあるものの、株式の譲

渡の自由は制限されておらず、会社法上は、公開会社（2条5号）に該当することになる。

次に、下線部(2)②については、会社法が、株券の発行について、「会社は、その株式（略）に係る株券を発行する旨を定款で定めることができる」（214条）と定めていることの意味を理解しているかどうかポイントである。

この214条は、会社は、定款で定めれば株券を発行することができるというのであるから、定款で株券を発行すると定めていなければ、会社は、株券を発行することができないし、仮に株主から株券の発行を請求された場合であっても、株券を発行する必要がないことを明らかにしているものである。

ちなみに、仮に、会社法が、会社は株券を発行することを原則とし、例外的に定款で定めれば株券を発行しないことが許されるとしようとするのであれば、「会社は、その株式（略）に係る株券を発行しない旨を定款で定めることができる」という条文になったはずである。

結局、現行の会社法では、会社が株主に対してその保有する株式に係る株券を発行しないことを原則としており、例外的に、会社が株主に対してその保有する株式に係る株券を発行しようとする場合には、予め定款でその旨を定めなければならないものとしている。

上記の①②の点について正しく理解して説明している答案に高い評価を与える。

なお、上記のほか、公開会社の定義(2条5号)や、上場会社では「社債、株式等の振替に関する法律」(平成13年法75号)により管理されるため、そもそも株券を発行することができないこと等にも言及する場合には、30点を超えない範囲内で最大5点程度を加点する。

[設問3] (配点 40点)

(問題)

X社は、Y社の本件定時株主総会において2,400株を保有する株主として議決権を行使したいと考えているが、Y社に対してどのような法的根拠を主張することが考えられるか、また、Y社はどのような反論をすることが考えられるかを検討した上、その当否についても論じなさい(ただし、本件定時株主総会の開催に関連する仮処分については検討しなくてよい)。

(出題趣旨とポイント)

本問は、株式を譲渡した当事者双方名義で株主名簿の名義書換えの請求があったの

に、これを会社が放置したまま、譲渡人である旧株主に対してのみ株主総会の招集通知を發し、譲受人である新株主を株主として扱おうとしない場合に、新株主は、会社に対して株主総会で議決権を行使させるよう請求することができるかどうか、株主名簿の意義や株主移転による会社に対する対抗要件をどのように考えるべきかなどについて、受験者の理解を確認する問題である。

まず、株式譲渡の対抗要件を定めた130条①は、株式取得者の「氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない」として、株主名簿の名義変更が、会社のみならず第三者との関係でも対抗要件であることを明らかにしている。ちなみに、株式の譲渡に伴う株主名簿の名義変更の請求については、譲渡人と譲受人との共同申請が必要とされている(133条①②)。

他方、会社法は、株券発行会社の株式の譲渡については株券の交付をその効力要件とするだけではなく(128条1)、株券の占有をもって適法推定をするとともに(131条①)、株券の交付を受けた者はその株券に係る株式についての権利を取得するものとして(同条②)、株券の所持をもって対抗要件としている。

本件のY社は、株券を発行しない会社であるから、株式の譲渡については、会社のみならず第三者との関係でも株主名簿の名義変更が対抗要件であるところ、X社は、令和2年7月15日には、Bら旧株主8名の白紙委任状等の関係書類を揃えた上で、Y社に対して株主名簿の名義書換を請求したにもかかわらず、Y社は、名義書換に応じていない。

そこで、X社としては、Y社の本件定時株主総会の基準日は、定款の定めによってその事業年度の最終日である令和2年7月31日であるところ、X社は、その前の同月15日にはY社に対して関係書類を揃えて譲渡人であるBら旧株主8名と共同で株主名簿の書換えを請求しており、遅くとも数日以内には株主名簿の名義書換えが完了するはずであったから、Y社がX社の名義書換申請を放置していたため、X社につき上記基準日には株主名簿の名義書換えが未了であったとしても、Y社はX社を株主として扱わなければならないと主張することが考えられる。

これに対し、Y社は、会社法は130条①は、「その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、」会社に対抗することはできないと明文で定めており、また、126条①は、「通知又は催告は、株主名簿に記載し、又は記録した当該株主の住所(略)にあてて発すれば足りる」としているから、株主名簿の名義書換請求をただで、実際に株主名簿の書換えができていないX社は、後に損害賠償請求の可能性は否定できないとしても、Y社に対して株主であることを対抗することはできず、株主総会における議決権の行使を請求することはできない、と

反論することが考えられる。

このY社の反論に対し、X社は、さらに、株主名簿の名義株主をもって株主として扱えば会社が免責されるとするのは、会社の事務処理の便宜のための制度にすぎないから、新旧株主の共同による株主名簿の書換請求があつたのにこれを放置したまま、株主名簿の書換えが未了であることを理由に新株主による権利行使を拒むことは、名義書換を対抗要件とする会社法の趣旨に反し、権利の濫用であると再反論することが考えられる。

その当否であるが、会社法が株主名簿の名義書換えを会社に対する対抗要件とした趣旨は、会社の事務処理上の過度の負担を軽減して、適正迅速な株主の確認を可能とする事務処理上の便宜を図るためであるから、本件のように、株主数がわずか20名の小規模なY社において、株主名簿の書換請求が多数あつて手続が錯綜していたような事情もなく、新旧株主の共同による書換請求があつたにもかかわらず、会社がこれを不当に拒絶していることは、会社法の予定するところではなく、その制度趣旨を逸脱したものというべきである。したがって、そのような名義書換えの不当拒絶をしたY社は、信義則上、名義書換未了であることを理由に新株主X社による権利行使を拒むことはできないというべきである（最判昭和41年7月28日会社百選(3)15事件/(4)13事件）。

上記の点について正しく理解して論じている答案に高い評価を与える。

なお、理論的には、書換請求はしていても、実際に株主名簿の書換えがされていない点を重視して、X社を株主として扱うのではなく、後日の損害賠償請求で対処することも考えられないではないが、その場合に損害額をどのように算定するのが適切かなどやっかいな問題が生じてくるから、端的に、X社を株主と認めて権利行使をさせる方が簡便であり、合理的である。したがって、ただ単に後日の損害賠償請求で足りるとするだけでは、同等の評価をすることはできない。

(以上)